

第4次坂戸市 地球温暖化対策実行計画 (事務事業編)

～地球温暖化防止のための坂戸市職員率先行動計画～

令和3年4月



坂 戸 市

目 次

第1章 計画の基本的な考え方

1	計画策定の背景-----	2
2	計画の位置付け-----	3
3	計画の期間-----	4
4	計画の範囲-----	4
5	温室効果ガス排出量の算定-----	6

第2章 温室効果ガスの排出状況

1	総排出量-----	7
2	種類別排出状況-----	8
3	発生源別排出状況-----	9
4	施設別排出状況-----	10

第3章 温室効果ガスの削減目標

1	総排出量による削減目標-----	11
---	------------------	----

第4章 温室効果ガス排出抑制の取組

1	取組の基本的な考え方-----	12
2	具体的な取組-----	12

第5章 計画の推進

1	進行管理-----	15
2	公表-----	15
3	計画の見直し-----	15

資料-----	16
---------	----

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の背景

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されているほか、日本においても平均気温の上昇、暴風、台風による被害、農作物や生態系への影響等が観測されています。

日本では、この問題に対処するため、京都議定書に代わる新たな国際的枠組みとして平成27年12月に採択されたパリ協定を踏まえ、平成28年5月に地球温暖化対策計画を策定し、令和12年度の排出量を平成25年度比26%削減する中期目標を掲げています。そして、令和元年6月には、「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」が閣議決定され、脱炭素社会（カーボンニュートラル）を実現することを目指すビジョンを掲げ、それに向けて長期的な目標として令和32年度までに温室効果ガスを80%削減するという長期的目標を掲げています。更に、令和2年10月の臨時国会において、「2050年（令和32年）までに温室効果ガスの排出量をゼロにする。」と所信表明演説がなされ、これを受け、令和3年3月には、これを柱とした「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」が閣議決定されました。

また一方におきまして、平成27年に国連で国際目標として採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」についても、地球温暖化対策はSDGsの達成を左右する要素でもあることから、国や自治体等においてSDGsの取組への機運が高まっています。

このような中、本市では平成14年度にISO14001を認証取得し、平成21年度に認証を返上してからもISO14001を基に独自の環境マネジメントシステムを運用し、環境負荷の低減に努め、地球温暖化防止に向けた継続的な取組を実施しています。

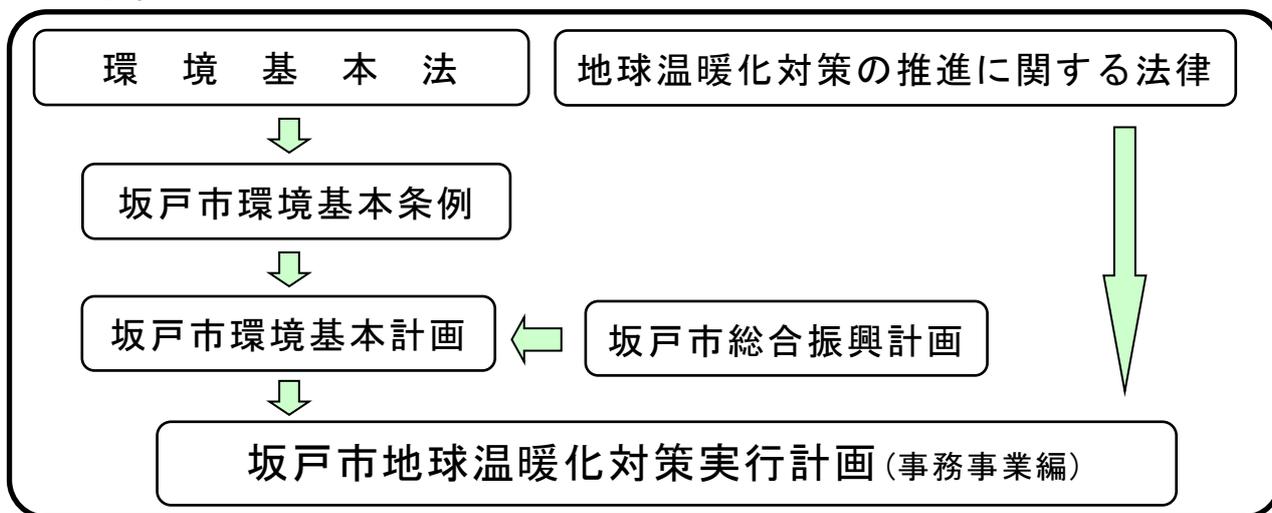
また、地球温暖化問題への取組では、平成11年4月に施行された「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、平成17年3月に第1次「坂戸市地

地球温暖化対策実行計画」を策定し、平成21年3月に第2次、平成25年3月に第3次計画を策定し、温室効果ガス排出削減に取り組んできました。第3次の計画期間が令和2年度をもって満了となることから、今回第4次坂戸市地球温暖化対策実行計画を策定し、今後とも、市が率先して公共施設における省エネルギーやごみ減量等の取組を推進し、環境負荷の低減を実践していきます。

2 計画の位置付け

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づく地方公共団体実行計画として位置づけており、市の事務事業に関し、温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画とします。

また、本計画は、「坂戸市環境基本計画」に掲げる基本目標のひとつ「地球にやさしい循環型社会のまち」を具体的に実行する計画としても位置付けます。



【参考】地球温暖化対策の推進に関する法律(抜粋)

第21条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

（2～7 省略）

8 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。

10 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

3 計画の期間

計画期間は令和3年度から令和12年度までの10年間とし、適宜、見直しを行うこととします。

特に、「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」が閣議決定されたことに伴い、本法律の施行後、国の基本方針の見直しが計画されていることから、国の基本方針の改定を受け、本計画を見直すこととします。

平成25年度 (2013) 基準年度	令和3 年度 (2021)	4 (2022)	5 (2023)	6 (2024)	7 (2025)	8 (2026)	9 (2027)	10 (2028)	11 (2029)	12 (2030)
地球温暖化対策実行計画										

4 計画の範囲

(1) 対象とする事務・事業の範囲

本計画で対象とする事務及び事業の範囲は、市の施設において実施する事務及び事業の全てが対象となります。

対 象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本庁舎・自転車駐車場・勤労女性センター・坂戸駅前集会施設 ・ 文化会館・文化施設オルモ・入西地域交流センター・出張所・ワークプラザ ・ 環境学館いずみ・花の栽培温室・西清掃センター・東清掃センター ・ サツキクリーンセンター・高麗川コミュニティパーク管理棟 ・ 福祉センター・児童館・学童保育所・保育園・子育て支援センター ・ 老人福祉センター・福祉作業所・市民健康センター・市民総合運動公園 ・ 健康増進施設・若宮中夜間照明施設・区画整理事務所・幼稚園・小学校 ・ 中学校・教育センター・公民館・図書館・歴史民俗資料館 ・ 集会所・坂戸駅南北自由通路
対象外	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路・橋梁・公園

※施設の運営形態は、直営・委託・指定管理のいずれもが対象となります。

(2) 対象とする温室効果ガス

地球温暖化対策の推進に関する法律第2条第3項では、温室効果ガスとして7種類の物質が規定されています。

本計画で算定対象とする温室効果ガスは、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素の3種類とします。ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素は、本市の事務事業による排出量が微量または排出されないため算定の対象外とします。

【温室効果ガスの種類と主な発生源】

温室効果ガスの種類		主な発生源
二酸化炭素(CO ₂)		化石燃料の消費、廃棄物の焼却、火力発電所の発電など
メタン(CH ₄)		化石燃料の消費、廃棄物の焼却、水田・家畜からの発生など
一酸化二窒素(N ₂ O)		化石燃料の消費、廃棄物の焼却など
代替フロン類	ハイドロフルオロカーボン(HFC)	スプレー、エアコンや冷蔵庫などの冷媒、化学物質の製造プロセスなど
	パーフルオロカーボン(PFC)	半導体の製造プロセスなど
	六ふっ化硫黄(SF ₆)	電気の絶縁体など
	三ふっ化窒素(NF ₃)	半導体の製造プロセスなど

5 温室効果ガス排出量の算定

温室効果ガス排出量の算定方法は、環境省策定の「温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン」に基づき、算定項目ごとの活動量に排出係数を乗じ、P16の表の地球温暖化係数を乗じて算出します。

$$\text{温室効果ガス排出量} = \text{活動量} \times \text{排出係数} \times \text{地球温暖化係数}$$

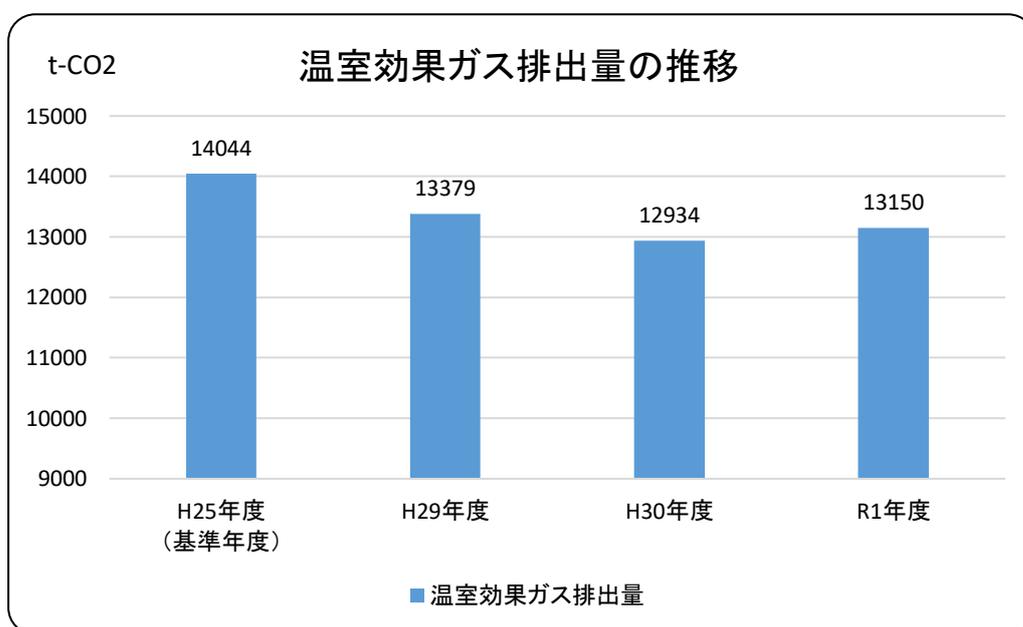
- ・活動量：電気や都市ガス、灯油等の燃料使用量、ごみの焼却量など
- ・排出係数：活動量1単位当たりの温室効果ガス排出量を算定するための係数
- ・地球温暖化係数：温室効果ガスの物質ごとに、二酸化炭素と比較した地球温暖化をもたらす程度を示す数値

※ 温室効果ガス排出量は「kg」（キログラム）で算出しています。単位を「t」（トン）へ変換する際、小数点以下を四捨五入しているため、本計画の表において合計の数値と合わない場合もあります。

第2章 温室効果ガスの排出状況

1 総排出量

市の全ての事務・事業から排出された温室効果ガスの総排出量は、二酸化炭素換算値で令和元年度は約13,150t-CO₂でした。平成30年度は約12,934t-CO₂、平成29年度は13,379t-CO₂で、直近3か年の平均は13,154t-CO₂でした。全体を通して約13,000t-CO₂で推移しています。



(t-CO₂)

	平成25年度 (基準年度)	平成29年度	平成30年度	令和元年度
温室効果ガス排出量	14,044	13,379	12,934	13,150
基準年度比	—	△665 (△4.7%)	△1,110 (△7.9%)	△894 (△6.4%)
前年度比	—	—	△445 (△3.3%)	216 1.7%

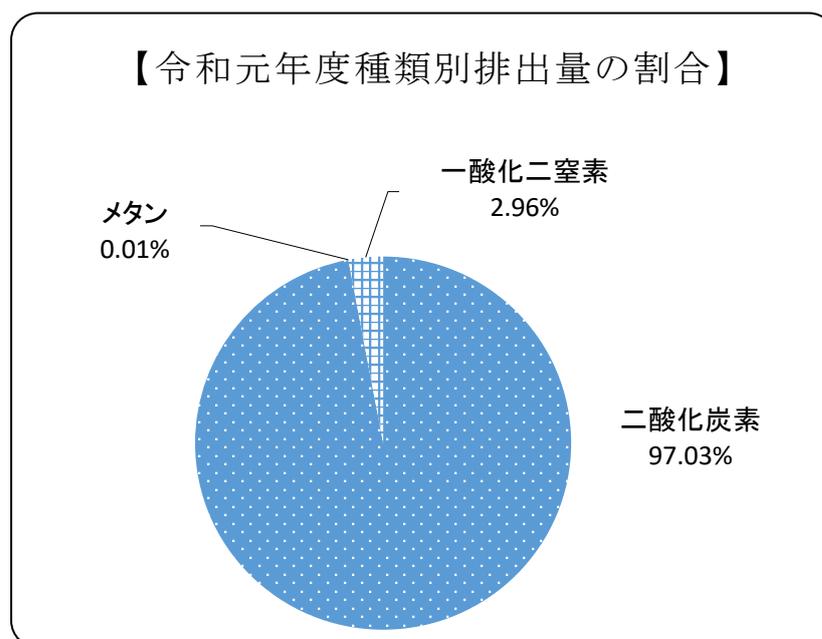
※ () 内は増減率

2 種類別排出状況

令和元年度における温室効果ガス排出量を種類別にみると、二酸化炭素(CO₂)が12,759t-CO₂と最も多く排出されており、全体の約97.03%を占めています。毎年増減はありますが、二酸化炭素が温室効果ガスの大半を占めています。

【種類別排出量】 単位:t-CO₂

温室効果ガスの種類	平成25年度 (基準年度)	平成29年度	平成30年度	令和元年度
二酸化炭素(CO ₂)	13,656	13,016	12,554	12,759
メタン(CH ₄)	1	1	1	1
一酸化二窒素(N ₂ O)	388	362	379	390
合計	14,044	13,379	12,934	13,150



3 発生源別排出状況

令和元年度における温室効果ガス排出量を発生源別にみると、「電気の使用」に伴う排出が4,855t-CO₂で全体の約36.92%を占めています。

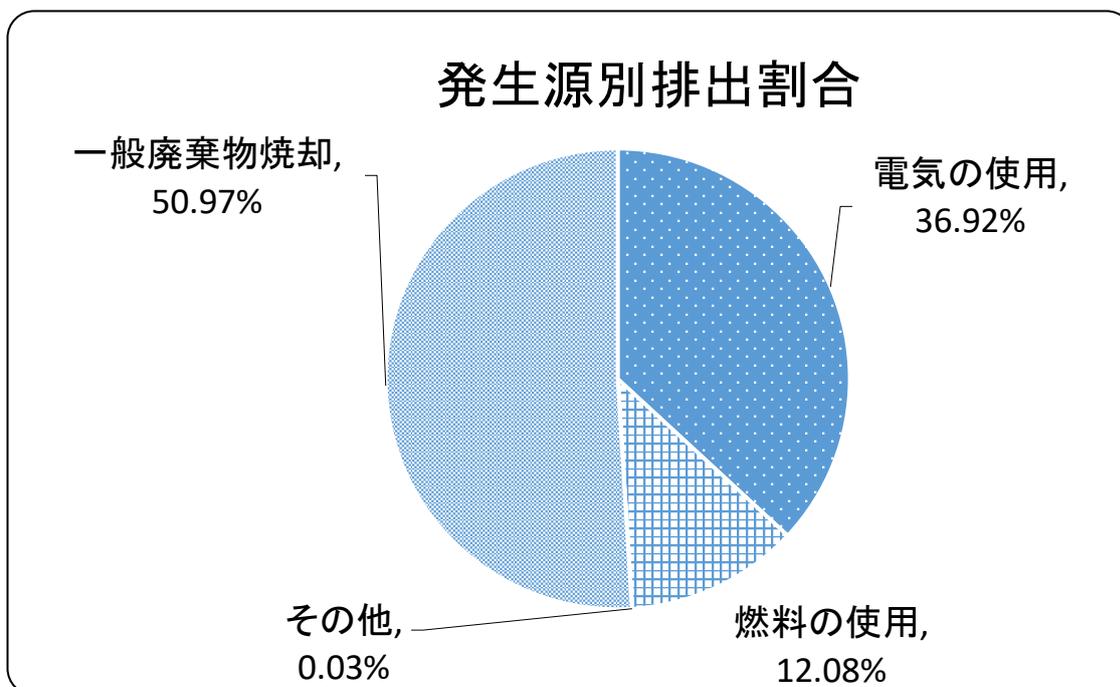
最も多い発生源は、「一般廃棄物焼却」に伴う排出6,702t-CO₂で約50.97%を占めています。「電気の使用」からの排出量は減少傾向にありますが、「一般廃棄物焼却」からの排出量は増加傾向にあります。

【発生源別排出量】 単位:t-CO₂

発生源の種類	平成25年度 (基準年度)	平成29年度	平成30年度	令和元年度
電気の使用	6,741	5,559	4,982	4,855
燃料の使用	1,447	1,587	1,691	1,589
一般廃棄物焼却 (非エネルギー起源)	5,852	6,229	6,257	6,702
その他	4	4	4	4
合計	14,044	13,379	12,934	13,150

※ 一般廃棄物焼却…一般廃棄物を焼却した際に排出される二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素（二酸化炭素に換算）

※ その他…自動車走行距離から算出されるメタン、一酸化二窒素（二酸化炭素に換算）

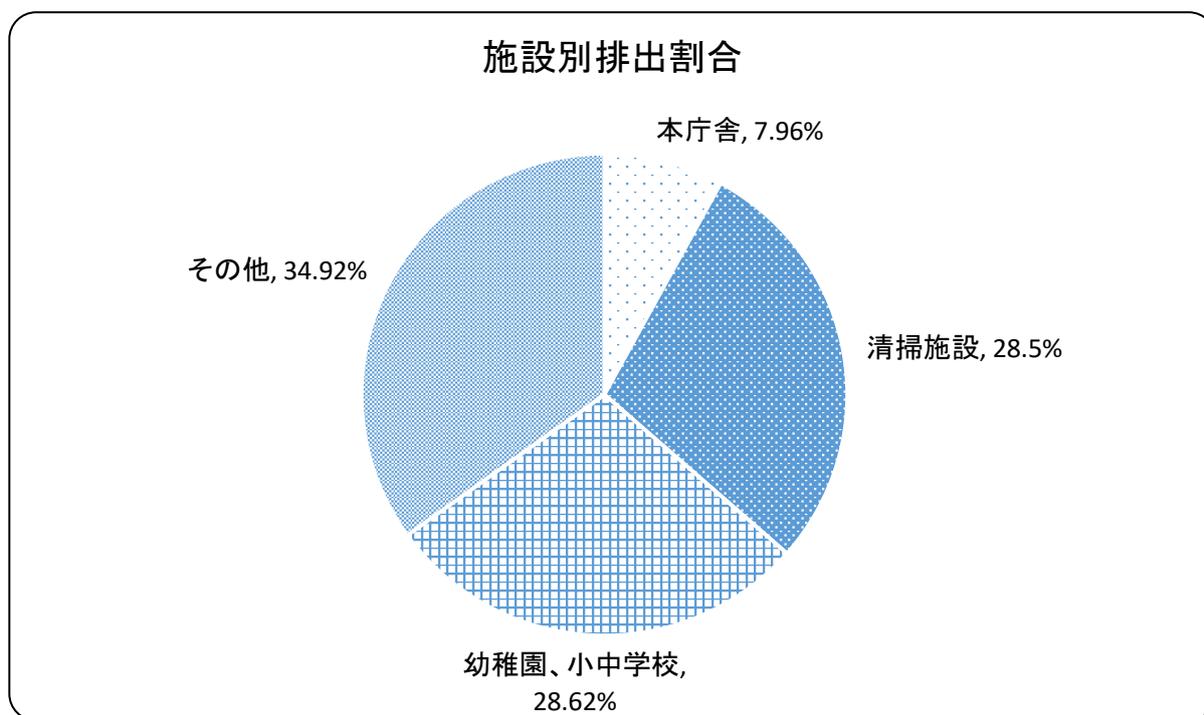


4 施設別排出状況

令和元年度の公共施設のエネルギー使用（電気・ガス等）からの温室効果ガス排出量は、6,447t-CO₂で、その他の施設が約34.92%、次いで幼稚園、小中学校が約28.62%となっています。直近3か年の平均は6,758t-CO₂で減少傾向にあります。

【施設別排出量】 単位:t-CO₂

施設の種類	平成25年度 (基準年度)	平成29年度	平成30年度	令和元年度
本庁舎	551	531	509	513
清掃施設	3,142	1,915	1,780	1,837
幼稚園、小中学校	1,928	2,058	1,939	1,845
その他	2,571	2,646	2,449	2,251
合計	8,192	7,150	6,677	6,447



第3章 温室効果ガスの削減目標

1 総排出量による削減目標

政府の地球温暖化対策計画を参考に、令和12年度（2030年度）における市の事務事業全体に係る温室効果ガス総排出量を「エネルギー起源CO₂」と「非エネルギー起源CO₂」に分け、次のとおり削減することを目標とします。

【削減目標】

単位：t-CO₂

	平成25年度 (2013年度) (基準年度)	令和元年度 (2019年度) (参考)		令和12年度 (2030年度) (目標年度)		
	排出量	排出量	基準年度比	削減率	削減量	排出量
エネルギー起源CO ₂	8,192	6,447	△21.3%	40%	3,277	4,915
非エネルギー起源CO ₂	5,852	6,702	14.5%	6.7%	392	5,460

※ エネルギー起源CO₂…電気、ガス、ガソリン等の使用から排出される温室効果ガス

※ 非エネルギー起源CO₂…ごみの焼却(廃プラスチック類)

【参考】地球温暖化対策計画(環境省)

単位：百万t-CO₂

	2005年度 実績	2013年度 実績	2030年度の各部門の 排出量の目安	2030年度の削減率 (2013年度比)
エネルギー起源CO ₂ 業務その他部門	239	279	168	約40%
非エネルギー起源CO ₂	85.4	75.9	70.8	約6.7%

第4章 温室効果ガス排出抑制の取組

1 取組の基本的な考え方

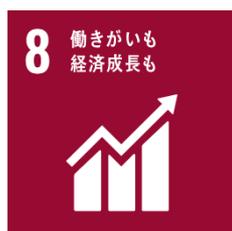
温室効果ガスの削減目標を達成するために、職員一人ひとりが積極的な取組を実践します。また、「SDGs（持続可能な開発目標）※」には地球温暖化に関連した目標が含まれていることから、その理念も踏まえ取組を実施していきます。

※ SDGsについて詳細は資料（P20）へ記載

2 具体的な取組

(1) 省エネルギー対策の推進

関連するSDGs目標



取組項目	具体的取組
照明の適正管理	〈職員共通の取組〉 <ul style="list-style-type: none">・ 事務室等の照明の使用は必要最小限にする。・ 会議室、給湯室、トイレ等は使用時のみ点灯する。・ 昼休みや勤務時間外は、業務や健康上に支障のない範囲で消灯を実施する。
	〈設備管理・導入〉 <ul style="list-style-type: none">・ 業務や健康上の支障がない範囲で蛍光灯の間引きを行う。・ 消費電力の少ない照明器具（LED照明等）の導入を図る。・ 人感センサー付き照明灯の導入を図る。

取組項目	具体的取組
冷暖房の 適正管理	<p>〈職員共通の取組〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・服装などを工夫し、自ら温度調整する。（クールビズ・ウォームビズ） ・冷房時はブラインド等で遮光し、暖房時は自然光を取り入れ、空調の負荷を低減する。
	<p>〈設備管理・導入〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夏季は28℃、冬季は20℃を目安に室温調整をする。 ・フィルターの清掃を徹底する。 ・空調機器等の更新時は、省エネタイプの機器を積極的に導入する。
	<p>〈事務局の取組〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・温暖化防止キャンペーンの実施等で省エネを啓発する。 ・公共施設の節電対策（夏・冬）を実施する。
OA 機器等 の適正管 理	<p>〈職員共通の取組〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パソコンは省電力機能を活用し、長時間使用しないときは主電源を切る。 ・退庁時は、不要なプラグをコンセントから抜き、待機電力を削減する。
	<p>〈設備管理・導入〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機器等の更新時には、省エネタイプの機器を積極的に導入する。
燃料使用 量の削減	<p>〈職員共通の取組〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ふんわりアクセルなどのエコドライブを実施する。 ・相乗りや効率的なルート設定に努める。 ・出張の際は公共交通機関を活用し、公用車の使用を控える。
	<p>〈設備管理・導入〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次世代自動車（電気自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車等）の導入を進める。
	<p>〈事務局の取組〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カーシェアリング等により次世代自動車の普及を促進する。
その他	<p>〈職員共通の取組〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・階段利用に努め、エレベーターの使用を最小限にする。 ・ノー残業デーの徹底を図る。
	<p>〈設備管理・導入〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の新築、回収時に再生可能エネルギー機器等（太陽光発電システム、蓄電池等）の導入を図る。
	<p>〈事務局の取組〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共施設等への再生可能エネルギー機器等の導入を図る。

(2) ごみの減量と省資源化等の推進

関連するSDGs目標



取組項目	具体的取組
コピー用紙等の使用枚数の削減	<p>〈職員共通の取組〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・両面コピー、両面印刷、ページ集約印刷を徹底する。 ・印刷ミスを防ぐため、プレビュー画面での確認を徹底する。 ・印刷ミスした用紙は機密文書を除き、試し刷り、メモ用紙等に使用する。 ・印刷物（報告書等）の枚数削減、部数削減を徹底する。 ・会議資料は簡素化を図り、印刷は必要最小限の部数に留める。 ・電子メール、グループウェア等を活用し、ペーパーレス化を図る。 <p>〈設備管理・導入〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ペーパーレス会議を実施するなど、印刷枚数削減に努める。 ・申請書類等の様式は、市民がインターネットでの取得ができるように整備する。
水道	<p>〈職員共通の取組〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給湯器、手洗い、花壇等への散水において節水に努める。 <p>〈設備管理・導入〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の更新時には、節水タイプの設備を積極的に導入する。
その他のごみの減量	<p>〈職員共通の取組〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分別区分に従い、分別を徹底する。 ・ペットボトル等の使用を控え、マイボトル、マグカップ等を使用する。 ・割り箸の使用を控え、マイ箸を使用する。 ・封筒、ファイル等は繰り返し使用する。
物品購入	<p>〈職員共通の取組〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・物品の購入の際は、簡易包装を指定するなど、ごみになるものを少なくする。 ・物品の購入の際は、エコマーク商品など、グリーン購入適合品を購入する。

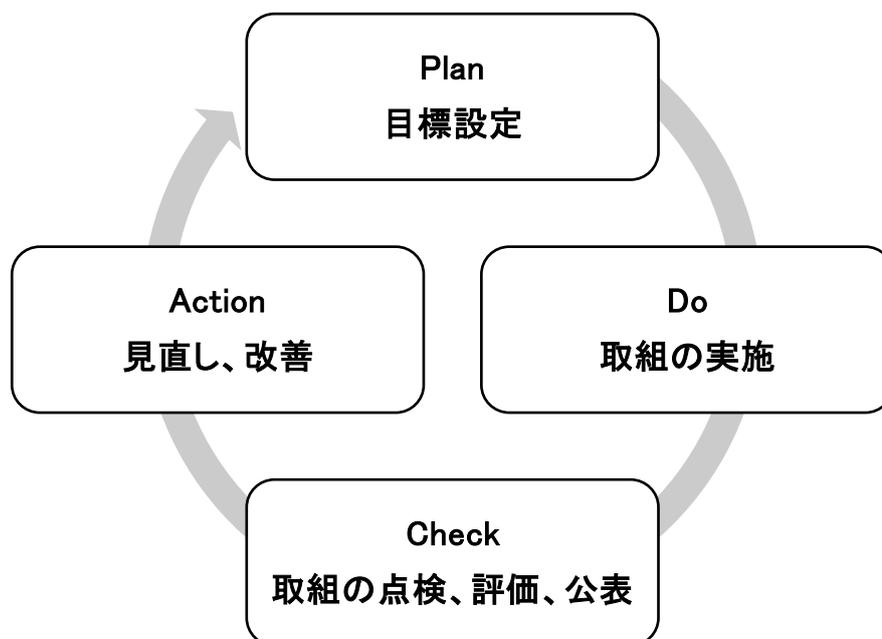
第5章 計画の推進

1 進行管理

計画策定から具体的な行動の実施・運用、継続的な見直し・改善までの一連の流れを、Plan（計画）→Do（実施）→Check（点検）→Action（見直し行動）のサイクルを確立させ、継続的な環境負荷の低減を図り、目標達成に向け取り組めます。

具体的には、環境マネジメントシステムを準用し、進行管理していくものとしてします。

【PDCAサイクルによる計画の推進】



2 公表

実施状況については、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第10項に基づき、年1回ホームページ等により公表します。

3 計画の見直し

本計画について社会的条件等に大きな変化が生じた場合は、必要に応じて削減目標や取組内容等について見直しを行うこととします。

【資料】

◇排出係数一覧

活動区分		単 位	CO ₂	CH ₄	N ₂ O	
燃料使用量	ガソリン	ℓ	2.32	-	-	
	灯油	ℓ	2.49	-	-	
	軽油	ℓ	2.58	-	-	
	A重油	ℓ	2.71	-	-	
	LPG	kg	3.00	-	-	
	都市ガス	Nm ³	2.23	-	-	
	CNG	Nm ³	2.22	-	-	
電気使用量		kWh	0.468	-	-	
自動車の走行距離	ガソリン	乗用車	km	-	0.000010	0.000029
		軽乗用車	km	-	0.000010	0.000022
		普通貨物	km	-	0.000035	0.000039
		小型貨物	km	-	0.000015	0.000026
		軽貨物	km	-	0.000011	0.000022
		特種用途	km	-	0.000035	0.000035
	軽油	乗用車	km	-	0.000002	0.000007
		普通貨物	km	-	0.000015	0.000014
		小型貨物	km	-	0.0000076	0.000009
		バス	km	-	0.000017	0.000025
		特種用途	km	-	0.000013	0.000025
	CNG	CNG	km	-	-	-
	一般廃棄物焼却量(可燃)		t	2,770	0.00095	0.0567

※係数は令和2年度作成時点のものであり、集計の際は最新の数値を使用します。

◇地球温暖化係数

名称	記号	地球温暖化係数
二酸化炭素	CO ₂	1
メタン	CH ₄	25
一酸化二窒素	N ₂ O	298

※ 地球温暖化係数は地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第4条に基づく。

◇施設別温室効果ガス排出量一覧表

施設名	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度
本庁舎	551	511	467	510	531	509	513
西清掃センター	2,914	2,830	2,088	1,681	1,695	1,587	1,614
東清掃センター	124	119	124	128	126	115	123
サツキクリーンセンター	103	103	83	76	94	79	100
清掃センター	0	0	0	0	0	0	0
高麗川コミュニティパーク管理棟	-	-	-	-	3	7	7
区画整理事務所	12	12	11	11	13	11	12
勤労女性センター	44	42	43	48	52	48	51
東坂戸出張所	5	5	5	3	5	4	4
北坂戸出張所	15	13	13	13	14	12	12
環境学館いずみ	6	7	8	8	8	7	7
花の栽培施設	2	4	5	3	3	2	1
福祉センター	17	16	15	17	19	16	30
千代田児童センター	9	9	9	10	10	11	10
大家児童センター	11	11	11	11	12	12	11
三芳野児童センター	8	8	8	8	8	9	11
坂戸児童センター	21	20	19	20	20	19	17
東坂戸保育園	26	25	23	24	26	23	21
坂戸保育園	32	32	32	34	36	33	30
千代田保育園	39	38	37	35	40	28	27
溝端保育園	30	30	27	27	29	30	0
薬師保育園	29	27	27	27	29	21	20
城山保育園	21	20	19	20	22	18	17
子育て支援センター	1	1	1	1	1	1	1
勝呂福祉作業所	12	13	16	15	15	15	16
城山福祉作業所	18	19	21	21	21	-	-
市民健康センター	60	64	59	59	49	46	52
末広幼稚園	11	10	9	9	10	9	9
坂戸小学校	99	104	99	107	116	120	114
三芳野小学校	78	75	64	71	76	74	77
勝呂小学校	103	90	86	110	125	115	115
入西小学校	131	133	242	143	146	147	138

大家小学校	74	74	69	88	95	91	90
城山小学校	81	77	—	—	53	57	56
浅羽野小学校	101	93	86	99	98	91	90
北坂戸小学校	83	131	65	5	—	—	—
千代田小学校	102	95	87	103	99	95	95
泉小学校(桜小学校)	77	77	79	93	100	97	88
片柳小学校	86	79	83	90	96	93	88
南小学校	86	84	82	92	96	90	81
上谷小学校	71	60	62	65	69	62	57
坂戸中学校	115	115	111	119	122	119	115
住吉中学校	137	153	134	151	157	153	138
若宮中学校	131	147	131	149	149	142	130
北坂戸中学校	5	—	—	—	—	—	—
城山中学校	48	47	82	94	57	52	53
千代田中学校	102	114	104	110	112	107	103
浅羽野中学校	87	105	94	119	119	117	106
桜中学校(旧泉中学校)	119	119	115	107	115	107	102
教育センター	29	28	27	28	28	25	27
中央公民館	62	62	61	67	65	59	46
三芳野公民館	30	29	29	28	32	28	29
勝呂公民館	148	131	116	133	145	140	122
入西地域交流センター	17	100	103	111	124	171	104
大家公民館	76	78	79	80	91	92	88
北坂戸公民館	71	61	42	38	37	35	36
城山公民館	42	25	24	25	27	27	26
浅羽野公民館	26	27	33	34	38	31	27
千代田公民館	32	30	29	29	33	30	26
図書館	152	137	133	150	162	143	132
歴史民族資料館	10	11	11	11	11	11	9
勝呂分館	2	1	0	1	1	1	—
自転車駐車場	20	19	17	17	17	13	11
坂戸駅前集会施設	11	10	10	9	5	7	6
学童保育所	66	66	68	71	84	81	79
城山荘	47	38	38	52	60	55	43
ことぶき荘	70	105	89	107	112	90	83

文化会館	282	311	322	272	296	288	274
文化施設オルモ	155	155	154	158	157	144	133
コミュニティーセンター	46	41	10	-	-	-	-
市民総合運動公園	363	370	335	316	340	239	227
健康増進施設	347	348	353	342	332	305	325
若宮中学校夜間照明	1	1	1	1	1	1	1
ワークプラザ	43	53	53	55	59	53	37
厚川第2集会所	2	2	1	1	2	1	1
中小坂集会所	3	3	3	3	3	3	3
廃棄物	5,852	5,897	4,466	5,177	6,229	6,257	6,702
合 計	14,044	14,103	11,667	12,049	13,379	12,934	13,150

◇持続可能な開発目標（SDGs）

SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）は、すべての国を対象に、経済・社会・環境の3つの側面のバランスが取れた社会の実現を目指す世界共通の目標で、平成27年9月の国連サミットで採択されました。社会の抱える問題を解決し、2030年度までの達成を目指し、17の目標と169のターゲットから構成されています。（出典：環境省「すべての企業が持続的に発展するためにー持続可能な開発目標（SDGs）活用ガイドー」）

【持続可能な開発目標の詳細】

①貧困



あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる

⑥水・衛生



すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。

②飢餓



飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。

⑦エネルギー



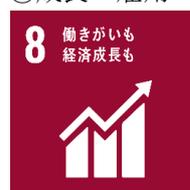
すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代エネルギーへのアクセスを確保する。

③保健



あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。

⑧成長・雇用



包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する。

④教育



すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。

⑨イノベーション



強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの促進を図る。

⑤ジェンダー



ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。

⑩不平等



各国内及び各国間の不平等を是正する。

⑪都市



包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する

⑫生産・消費



持続可能な生産消費形態を確保する。

⑬気候変動



気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。

⑭海洋資源



持続可能な開発のために、海岸・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。

⑮陸上資源



陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用への促進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびにこの土地の劣化の防止・回復及び生物多様性の損失を防止する

⑯平和



持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。

⑰気候変動



持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

第4次坂戸市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

～地球温暖化防止のための坂戸市職員率先行動計画～

令和3年4月

坂戸市 環境産業部 環境政策課